

キャッシュレス還元事業及びプレミアム付飲食券事業の対象とならない取引

- (1) 飲食料品以外の商品への支払い
- (2) 自社商品への支払い
- (3) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (4) 有価証券、飲食券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (5) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (7) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- (8) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い
- (10) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (11) 飲食券の交換又は売買
- (12) キャンセルにより存在しなくなった取引に対する支払い
- (13) その他本事業の目的・趣旨から適切でないと実行団体が判断するものに対する支払い